

南陽中学校  
学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

豊橋市立南陽中学校

# 目 次

- 1 はじめに
- 2 いじめに対する基本的な考え方
  - (1) いじめの定義
- 3 いじめ防止対策推進委員会の組織構成
  - (1) 生活サポート委員会(いじめ・不登校対策委員会)の組織構成及び役割
  - (2) 生活サポート部会の組織構成及び役割
- 4 いじめ防止等に向けた具体的な取り組み
  - (1) 未然防止
  - (2) 早期発見
  - (3) 早期対応
  - (4) 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応
- 5 重大事態への対処
  - (1) 重大事態の定義
  - (2) 学校及び教育委員会の対応
    - 《対応の概要》
    - 《重大事態の調査》
      - 《いじめを受けた生徒及びその保護者への対応》
      - 《いじめを行った生徒及びその保護者への対応》
      - 《落ち着いた学校生活を取り戻すための対応》

別紙 1 南陽中学校 いじめ防止 年間計画

別紙 2 南陽中学校 いじめ防止 体系図

# 豊橋市立南陽中学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要である。関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。また、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣決定)」が公布され、さらに平成29年3月に最終改定された。これらを受けて、「豊橋市立南陽中学校 学校いじめ防止基本方針」を定めた。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

### (1)いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」(いじめ防止対策推進法 第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。悩みを親身になって受け止め、あくまでもいじめられている生徒の認識によることに留意する。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条(※)の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

### 3 いじめ防止対策推進委員会の組織構成

#### (1)生活サポート委員会(いじめ・不登校対策委員会)の組織構成及び役割

いじめの防止などの中核組織としての役割を担い、よりきめ細やかな対応をしていく。組織として、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

－ 組 織 構 成 －

校長(委員長)	教頭(副委員長)	主幹教諭	教務主任	校務主任	生徒指導主事
生活サポート主任(副委員長)	養護教諭	学年主任	学年いじめ・不登校担当		
スクールカウンセラー(SC)	スクールソーシャルワーカー	P T A会長	P T A副会長		
該当学級担任	該当部活動顧問				

また、当該組織が担う役割は次の通りである。

#### 【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

#### 【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)

#### (2)生活サポート部会の組織構成及び役割

生徒のささいな兆候を早期に発見し、迅速に対応していくために、生活サポート委員会の下部組織として生活サポート部会を置く。毎週火曜日5時間目に部会を開き、その週の生徒の様子を報告し、対応について協議する。

－ 組 織 構 成 －

主幹教諭	校務主任	生活サポート主任	養護教諭	学年不登校担当
スクールカウンセラー(SC)	特支級主任	国際主任		

### 4 いじめ防止などに向けた具体的な取り組み

国の基本方針と豊橋市の基本方針、豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」及び「子どもの自殺予防マニュアル」を参酌し、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについて、基本的な方向や取組の内容を、「南陽中学校 いじめ防止基本方針」として定め、取り組んでいく。具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重篤ないじめへの対処など、いじめ問題全体に関わる内容とする。

### (1) 未然防止

- ① いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、すべての生徒が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。
- ② 「わかる授業」づくりに努め、生徒の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ③ 道徳教育や人権教育を軸に、さまざまな教育活動を通して仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- ④ 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりに取り組む。生徒たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- ⑤ 生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、生徒の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- ⑥ 「性的マイノリティ」とされる生徒は、自身の状態を秘匿していることが多いことを踏まえ、教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関わる冗談やからかいを行わない。

### (2) 早期発見

- ① 生徒の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行う。また、生徒との日常の交流を大切にし、Life(生活日記)、個人面談、休み時間中の雑談など、日頃から生徒に寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、生徒や保護者との信頼関係を築く。
- ② 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人一人の生徒を見守り、情報を共有する。そのため、特に学年内での日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認・記録を重視する。
- ③ 定期的(毎月)に行う「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとする。面談を実施し、生徒の実態把握に努める。また、「保護者アンケート」を実施し、家庭での様子や保護者の考えなどの把握に努める。
- ④ 定期的な面談だけでなく、教職員が常に生徒の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やSCなどを含め、生徒が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努める。
- ⑤ 生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間などを活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施する。また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど、見えにくいいじめにも注意を払う。さらに、保護者や地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

### (3) 早期対応

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「生活サポート委員会(いじめ・不登校対策委員会)」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた生徒への支援と、いじめを行った生徒の指導を分担し、継続される支援・指導により、担任などの特定の教職員へ負担がかからないよう留意する。

<b>いじめを受けた生徒への支援</b>
・もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。 ・生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てる。 ・心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努める。
<b>いじめを行った生徒への指導</b>
・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝える。

・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導する。  
・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせる。

- ② いじめを通報・相談した生徒のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した生徒の行動を認め、いじめを通報・相談してきた生徒の安全を確保するための取組を徹底する。
- ③ 単に謝罪をもって安易に解消したと判断しない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安に）  
・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する）

- ④ 周囲の生徒が、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気もてるようにする。
- ⑤ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応する。

#### (4)自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

生徒が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が当該生徒に刺激を与えることがないよう留意し、迅速に目立たず対応する。

- ① 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ問題対策連絡協議会」や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」(平成25年度豊橋市教育委員会策定)に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有する。
- ② 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応する。教育委員会の指示を仰ぎ、必要ならば警察へ相談、通報する。
- ③ 全教職員が危機感をもって速やかに当該生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、SC、各種相談機関などとの連携を図る。

## 5 重大事態への対処

### (1)重大事態の定義

「いじめによる重大事態」とは、「いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」(法第28条第1項)をいい、以下のような場合が考えられる。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品などに重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況などを十分把握したうえで判断する。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### (2)学校及び教育委員会の対応

#### 《対応の概要》

学校に在籍する生徒に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう、速やかに調査を行う。

- ① 学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、その旨を市長に報告する。(法第30条第1項)
- ② 教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ③ 学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。(法第28条第1項)

#### **学校が調査の主体となる場合**

南陽中学校に設置された「いじめ防止対策組織」を母体とし、「南陽中学校 いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行う。教育委員会は、必要な情報の提供や指導、支援を行う。

#### **教育委員会が調査の主体となる場合**

速やかに「いじめ問題調査委員会」を招集し、事実関係を明確にするための調査を行う。

- ④ 学校は、いじめを行った生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒に対し、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行う。
- ⑤ 学校または教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(法第28条第2項)

#### **《重大事態の調査》**

調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能なかぎり網羅的に明確にする。

##### **① いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合**

いじめを受けた生徒から情報を十分に聞き取るとともに、必要に応じて在籍生徒や教職員に対し、質問紙調査や聞き取り調査を行う。一方、いじめを行った生徒にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定する。

##### **② いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合**

いじめを受けた生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに、今後の調査について迅速に当該保護者と協議し、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により、できるかぎり多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにする。

#### **《いじめを受けた生徒及びその保護者への対応》**

##### **① いじめを受けた生徒への支援**

重大事態に関わるいじめを受けた生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

- ・ 登校できていない場合には、家庭を訪問して、学級担任や養護教諭、SC などによって、心情を粘り強く丁寧に傾聴する。
- ・ いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧にを行い、解決に向けて、当該生徒の意向を踏まえながら、望ましい解決方法をともに検討する。
- ・ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ・ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、SC や臨床心理士による心のケアを行う。

##### **② いじめを受けた生徒の保護者への対応**

当該生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行う。

- ・ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・ 受けたいじめに関わる事実や、生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法をともに検討する。
- ・ 当該生徒の支援を行いながら、「いじめ防止対策組織」で専門医療機関などへの受診が必要と判断された場合には、保護者に受診を勧める。
- ・ 保護者自身が不安を抱えている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど、市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図る。

#### 《いじめを行った生徒及びその保護者への対応》

##### ① いじめを行った生徒への指導

いじめを行った生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。また、SC や臨床心理士による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

##### ② いじめを行った生徒の保護者への対応

当該生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求める。その後、生徒への接し方や保護者としての役割について、適切に助言する。

#### 《落ち着いた学校生活を取り戻すための対応》

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の下、生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学などの弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。また重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評などが流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行う。

# 別紙1 南陽中学校 いじめ防止 年間計画

	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	いじめ・不登校 対策委員会	保護者・地域との連携
4月	○学級開き,学年開き ○新入生歓迎会 ○前年度の生徒情報の引き継ぎと情報共有 ○よいところ探し週間	○生徒,保護者へ,いじめ相談窓口の周知 ○身体測定 ○学校生活アンケート	○「学校いじめ防止基本方針」の周知・確認(職員会議)	○HPで情報公開 ○PTA総会,学年懇談会で説明 ○授業参観
5月	○南陽春季五輪 ○よいところ探し週間	○学校生活アンケート ○Q-U検査		○交通安全指導 ○学校評議員会 ○校区青少年健全育成会総会
6月	◎豊橋・学校いのちの日 ○学校保健委員会 ○いのちの日講話 ○選手激励会 ○よいところ探し週間	○学校生活アンケート(いじめ調査) ○面談週間		○保護司連絡会 ○授業参観 ○さ〜くりん ○資源回収 ○民生主任児童委員連絡会 ○非行防止懇談会
7月	○よいところ探し週間	○学校生活アンケート		○交通安全指導 ○保護者会
8月			○検証・中間評価・見直し	○愛のパトロール
9月	○南陽秋季五輪 ○南陽祭 ○選手激励会 ○よいところ探し週間	○学校生活アンケート		○交通安全指導
10月	○合唱コンクール ○よいところ探し週間	○学校生活アンケート ○Q-U検査		○さ〜くりん ○学校評議員会
11月	○非行防止教室講演会 ○よいところ探し週間	○学校生活アンケート(いじめ調査) ○面談週間		○校区青少年健全育成会研修会
12月	○学校保健委員会 ○人権週間 ○赤い羽根募金活動 ○よいところ探し週間	○学校生活アンケート	○学校評価アンケートの実施	○保護者会 ○資源回収
1月	○よいところ探し週間	○学校生活アンケート		○学校評議員会
2月	○3年生を送る会 ○よいところ探し週間	○学校生活アンケート	○学校関係者評価の結果の検証と,「基本方針」の見直し	○民生主任児童委員連絡会
3月	○よいところ探し週間	○学校生活アンケート		○保護司連絡会 ○さ〜くりん
通年	○集会における講話 ○道徳教育・体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○Life(生活日記) ○主任会での情報交換 ○生徒指導部会・生活サポート部会で情報交換	○いじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○あいさつ運動 ○地域合同補導(毎月)

## 別紙2 南陽中学校 いじめ防止 体系図

### 「生活サポート委員会（いじめ・不登校対策委員会）」

～常時的いじめの防止等の中核組織

#### － 組織構成 －

校長(委員長) 教頭 主幹教諭 生活サポート主任 教務主任 校務主任 特別支援コーディネーター  
 学年主任 生徒指導主事 養護教諭 SC SSW 学年いじめ・生活サポート担当  
 (該当学級担任・該当部活動顧問) PTA会長 PTA副会長

- 「学校いじめ基本方針」に基づく取り組みの実施
- いじめの相談・外部機関(警察等)への通報の窓口
- いじめの疑いに関する判定
- 生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録,共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議開催
  - ・いじめの情報の迅速な共有
  - ・関係のある生徒への事実関係の聴取
  - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

#### －生徒指導部会－

～定例部会:毎週金曜日4時間目(原則)～  
 主幹教諭 校務主任 生活サポート主任  
 生徒指導主事 学年生徒指導 (校長)

#### －生活サポート部会－

～定例部会:毎週火曜日5時間目(原則)～  
 主幹教諭 校務主任 生活サポート主任  
 学年不登校担当 養護教諭 SC  
 特支級主任 国際主任

- いじめ等にかかわる情報の共有化及び情報交換
- いじめ防止等の取り組みの進捗状況等の把握・評価
- 生活アンケート(毎月)の作成。結果の集約・分析・対応策
- いじめ調査と面談週間(6月・11月)の実施
- 市教育委員会へのいじめ等の月例報告
- ◎重大事態時の調査項目作成(教育委員会の指導・助言)

- 不登校生徒にかかわる情報の共有化及び情報交換
- 不登校傾向の生徒(気になる生徒)の洗い出し
- 不登校生徒への支援の方向性、見通しの検討
- 市教育委員会への不登校生徒等の月例報告
- ◎重大事態時の調査項目作成(教育委員会の指導・助言)

#### －職員会議－

いじめ等の問題行動の情報交換

#### －現職研修－

- ・QU(5月・10月)の活用研修及び事例検討
- ・SCによる事例検討
- ・いじめ等にかかわる研修会報告 等

## 「いじめ問題対策連絡協議会」

～重大事態の組織～

### － 重大事態時の組織構成 －

校長 教頭 主幹教諭 教務主任 校務主任 生徒指導主事 学年主任 生活サポート主任  
SC SSW PTA会長・PTA副会長 校区自治会長 校区健全育成会長 同窓会長 主任児童委員  
(警察・教育委員会等)

### 主な内容

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 一定期間、欠席を余儀なくされている場合

### 重大事態への対処・対応

情報の収集と記録 関係保護者・生徒への聴取 教育委員会への報告  
いじめの調査 保護者・地域への説明 報道機関への対応  
警察への相談・通報 等